

認可保育所・家庭的保育事業・小規模保育事業 新規事業者向け説明会

～施設・事業を運営する際の留意事項について～

	内 容	認可 保育所	小規模 保育事業	家庭的 保育事業	備 考	ページ
1	健康管理・安全対策	○	○	○		1
	嘱託医・児童の健康診断・歯科健診 感染症関係・与薬	○	○	○		9
2	事故対応	○	○	○		22
3	苦情解決	○	○	○		35
	第三者委員	○	△	△		
4	自己評価	○	○	○		47
	第三者評価	○	△	△		
5	保育指針、アクションプログラム	○	○	○		57
	接続期カリキュラム	○	△	△		
6	研修（保育の質の向上）	○	○	○		65
7	保育要録	○	×	×		71
8	虐待対応、障害児保育、医療的ケア	○	○	○		80
9	給食運営	○	○	○	※小・家は別途基準配付	91
	放射線（一般）	○	○	○		
	放射線（測定）	○	×	×		
10	アレルギー対応（生活管理指導表）	○	○	○		108

○：該当、必須 △：参考、任意 ×：非該当

日時 平成 27 年 1 月 28 日（水）

会場 開港記念会館 講堂

各保育施設 施設長 様

横浜市こども青少年局保育運営課長

保育施設における児童の安全対策等の徹底について（依頼・情報提供）

保育施設等における安全対策については、従来から文書等による周知を行っているところですが、昨年度末の家庭保育福祉員への立入調査等において、睡眠中の安全対策であるブレスチェックの記録が行われていない事例や睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態等をきめ細かく観察していない事例が見受けられました。

また、児童の健康状態の観察記録についても園によって記載内容にばらつきが見られるため、児童一人ひとりの健康状態を把握し、個々の状態に応じて十分な観察をして保育するための必須項目の提示を検討してまいりました。

各保育施設におかれましては、保育施設における事故防止の観点から、下記の事項を徹底していただき、児童の健康管理等についても再度確認し、事故防止に努めていただくようお願いいたします。

1 健康管理・安全確保について

事故防止等の観点から、各保育施設において、改めて確認・徹底をお願いします。

(1) 健康状態の観察及び記録の徹底

登園の際、健康状態の観察及び保護者から報告を受け、児童一人ひとりの健康状態を把握し、個々の状態に応じて十分な観察をして保育すること。降園の際にも十分に観察をし、保護者へ報告を行うこと。また、その記録や平熱の把握を徹底して行うこと。

※家庭保育福祉員用に作成した別添の健康観察チェック表及び保育日誌の内容も参考にしてください。

(2) 睡眠中の安全対策の徹底

児童の睡眠中には、次の点に留意すること。

①睡眠中の児童の寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態等をきめ細かく観察（ブレスチェック等）し、以下の点を毎日チェックすること（0歳児は5分に1回、1歳児は10分に1回）

十分な観察ができる明るさの確保

顔面および唇の色の確認

鼻や口の空気の流れや音の確認

呼吸に伴う胸郭の動きの確認

体に触れて体温確認

②児童の睡眠中は、時間の長さや時間帯に関わらず、必ずブレスチェックを行うこと

③ブレスチェックは必ず記録し、記録した時刻が確認できるものを使用すること

記録した時刻が不明確なものを使用している場合は、別添のブレスチェック表を参考にして、様式を見直すこと。（ブレスチェック表の保存期間は1年（翌年度末まで保存）として保存すること。）

④乳児は仰向けに寝かせること。また、窒息予防のため以下の点を毎日チェックすること。

- 布団はアイロン台くらいの硬さのものが望ましい。
- シーツはしわがないか常に点検する。
- 授乳後、ゲップを十分に出してから寝かす。
- 睡眠時に着衣の襟や袖口で口を塞がないように留意する。
- 顔のまわりやベッドの柵にタオルなどを置いたりかけたりしない。
- 毛布や布団などのかけものは、顔にかからないように胸までとする。
- 飲み込む危険のある遊具を手の届くところに置きっぱなしにしない。

(3) 救急対応訓練実施の徹底

救急車を呼ぶような緊急事態発生時には、119番通報や心肺蘇生などの応急処置を冷静に行う必要があるため、救急対応マニュアル等を作成し、月1回の避難訓練に合わせて、救急対応訓練を行うように努めてください。

※家庭保育福祉員用に作成した別添の救急対応マニュアルの内容も参考にしてください。

※アナフィラキシーショックなどは、「「エピペン®」を処方されている児童の入所に伴う対応について（依頼）」（平成26年6月26日こ保運第965号）も参考にしてください。

＜参考＞2012年改訂版「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省平成24年11月）の内容再確認

「保育所における感染症対策ガイドライン」（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku02.pdf>）には、子どもの病気～症状に合わせた対応～が掲載されており、その中に登園を控えるのが望ましい場合の例示があります。日々の保育の中で、児童の預かりの判断で迷う場合には、ガイドラインの内容を参考にしてください。

【発熱時の対応】＊発熱期間と同日の回復期間が必要

- ・朝から37.5℃を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていない
- ・24時間以内に解熱剤を使用している ・24時間以内に38℃以上の熱が出ていた

＊1歳以下の乳児の場合（上記にプラスして）・平熱より1℃以上高いとき（38℃以上あるとき）

【下痢時の対応】・24時間以内に2回以上の水様便がある

- ・食事や水分を摂ると下痢がある（1日4回以上の下痢） ・下痢に伴い、体温がいつもより高めである
- ・朝、排尿がない ・機嫌が悪く、元気がない ・顔色が悪くぐったりしている

【嘔吐の時の対応】・24時間以内に2回以上の嘔吐がある ・嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである

- ・食欲がなく、水分をほしがらない ・機嫌が悪く、元気がない ・顔色が悪くぐったりしている

【咳の時の対応】＊前日に発熱がなくても

- ・夜間しばしば咳のために起きる ・喘鳴や呼吸困難がある ・呼吸が速い ・37.5℃以上の熱を伴っている
- ・元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく昼食・水分が摂れない ・少し動いただけで咳がでる

【発しんの時の対応】・発熱とともに発しんのあるとき ・今までになかった発しんが出て、感染症が疑われ、医師より登園を控えるように指示されたとき ・口内炎のため食事や水分が摂れないとき ・とびひ

また、小児用かぜ薬の使用について、「2歳未満の乳幼児には、医師の診療を受けることを優先し、やむを得ない場合にのみ服用させること。」を厚生労働省が製造販売業者を指導し、注意喚起を行っていることを鑑み、保護者から聞き取った場合には、医師の診療を受けるように勧めてください。

（参考：<http://www.info.pmda.go.jp/kaitei/kaitei20080704.html#6>）

担当：運営指導係

TEL 045-671-3564

FAX 045-664-5479

平成 年 月 日 (天気)	項目 名前		検温			朝の受入時 子どもの様子					便性(時間)	食欲 (弁当・おやつ)	睡眠時間	保護者との 連絡	備考
						機嫌	活気	皮膚	鼻水	咳					
	:	:	:	良 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	~	有 <input type="checkbox"/>		
				悪 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
	:	:	:	良 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	~	有 <input type="checkbox"/>		
				悪 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
	:	:	:	良 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	~	有 <input type="checkbox"/>		
				悪 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
	:	:	:	良 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	~	有 <input type="checkbox"/>		
				悪 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		

※朝・夕の検温は必ず行い、平熱を把握しましょう。それ以外の時間でも、検温したら必ず記載しましょう。

平成 年 月 日 (天気)	項目 名前		検温			朝の受入時 子どもの様子					便性(時間)	食欲 (弁当・おやつ)	睡眠時間	保護者との 連絡	備考
						機嫌	活気	皮膚	鼻水	咳					
	:	:	:	良 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	~	有 <input type="checkbox"/>		
				悪 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
	:	:	:	良 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	~	有 <input type="checkbox"/>		
				悪 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
	:	:	:	良 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	~	有 <input type="checkbox"/>		
				悪 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
	:	:	:	良 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	~	有 <input type="checkbox"/>		
				悪 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		

※朝・夕の検温は必ず行い、平熱を把握しましょう。それ以外の時間でも、検温したら必ず記載しましょう。

平成 年 月 日 (天気)	項目 名前		検温			朝の受入時 子どもの様子					便性(時間)	食欲 (弁当・おやつ)	睡眠時間	保護者との 連絡	備考
				機嫌	活気	皮膚	鼻水	咳							
	:	:	:	良 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	~	有 <input type="checkbox"/>		
				悪 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>
	:	:	:	良 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	~	有 <input type="checkbox"/>		
				悪 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>
	:	:	:	良 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	~	有 <input type="checkbox"/>		
			悪 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		

・保護者と連絡し合ったこと
(特に夜間の症状や受療状況については必ず記載する)
・受入時の様子から体調の変化が見られたときの様子
・保育中に気になったこと等、口頭で伝えた内容及び時間を記載します。

※朝・夕の検温は必ず行い、平熱を把握しましょう。それ以外の時間でも、検温したら必ず記載しましょう。

平成 年 月 日 (天気)	項目 名前		検温			朝の受入時 子どもの様子					便性(時間)	食欲 (弁当・おやつ)	睡眠時間	保護者との 連絡	備考
				機嫌	活気	皮膚	鼻水	咳							
	:	:	:	良 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	~	有 <input type="checkbox"/>		
				悪 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
	:	:	:	良 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	~	有 <input type="checkbox"/>		
				悪 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
	:	:	:	良 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	~	有 <input type="checkbox"/>		
			悪 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>				

※朝・夕の検温は必ず行い、平熱を把握しましょう。それ以外の時間でも、検温したら必ず記載しましょう。

年 月 日()天気		温度 湿度	出席 人	欠席児童名(理由)	記録者	安全点検 <input type="checkbox"/> 異常有 <input type="checkbox"/> 異常無	
保育開始時間 保育終了時間 ~			補助員名		勤務時間 ~		
おやつ	(午前)				~		
	(午後)				~		
保育の内容					<特記事項>		
					<自己評価>		
年 月 日()天気		温度 湿度	出席 人	欠席児童名(理由)	記録者	安全点検 <input type="checkbox"/> 異常有 <input type="checkbox"/> 異常無	
保育開始時間 保育終了時間 ~			補助員名		勤務時間 ~		
おやつ	(午前)				~		
	(午後)				~		
保育の内容					<特記事項>		
					<自己評価>		
年 月 日()天気		温度 湿度	出席 人	欠席児童名(理由)	記録者	安全点検 <input type="checkbox"/> 異常有 <input type="checkbox"/> 異常無	
保育開始時間 保育終了時間 ~			補助員名		勤務時間 ~		
おやつ	(午前)				~		
	(午後)				~		
保育の内容					<特記事項>		
					<自己評価>		

年 月 日 () 天気		温度 湿度	出席 人	欠席児童名(理由)	記録者	安全 点検	<input type="checkbox"/> 異常有 <input type="checkbox"/> 異常無
保育開始時間 ~ 保育終了時間		補助員名		勤務時間 ~ ~ ~			
おやつ	(午前)	当日保育に入 ったすべての の補助員の勤		<特記事項>			
	(午後)						
保育の内容		最初の子どもが登 園した時間。 最後の子どもの保 護者が迎えに来た 時間。		病気やけが、事故 (時間、処理、保護者への 対応) 保護者に対する働きかけ は積極的に記載しましょう。			
年 月 日 () 天気		温度 湿度	出席 人	欠席児童名(理由)	記録者	安全 点検	<input type="checkbox"/> 異常有 <input type="checkbox"/> 異常無
保育開始時間 ~ 保育終了時間		補助員名		勤務時間 ~ ~ ~			
おやつ	(午前)	子どもの姿、 子ども同士のかかわり合いの様子 保育者の働きかけなど。		保育の振り返りや気 づきは大切なので、 毎日記載しましょう。			
	(午後)						
保育の内容		日記の記入例		<自己評価>			
H26年 5月 1日(金) 天気 晴れ		温度 21° 湿度 57%	出席 3人	欠席児童名(理由) 小川 太郎 (風邪、38.5°)	記録者	横浜 花子	<input type="checkbox"/> 異常有 <input checked="" type="checkbox"/> 異常無
保育開始時間 7:45 ~ 18:10 保育終了時間		補助員名		勤務時間			
おやつ	(午前) せんべい・お茶	星空 春子		8:30 ~ 16:30			
	(午後) ビスケット・牛乳・いちご	山川 夏子 海野 秋子		11:00 ~ 16:30 10:00 ~ 13:00			
保育の内容		(例) 皆、機嫌良く登園する。ままごとや布でいないないばあをして遊ぶ。保育者が手遊びをしたり、はらぺこあおむしの絵本を読むと関心を示し、一緒に歌ったりする。花山公園にボールと砂場セットを持って散歩に行く。公園ではボール蹴りをしたり、砂場で型抜きをして遊ぶ。親子連れが4組ほど来ていたので一緒にボールで遊んだ。 午睡中、浜子が咳を頻繁にしていた。そばにつき顔色を確認しながら様子を見守った。午睡後は咳が治まった。		<特記事項> 浜子の母に、午睡中、咳が頻繁に出 ていたことを伝えた。			
				<自己評価> 公園では地域の子どもたちとボール 遊びができて良かった。 暑くなってきたので水分補給に留意す る。			

名前	チエック			
	0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55
	7時	8時	9時	10時
	11時	12時	13時	14時
	15時	16時	17時	18時
	0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55
	7時	8時	9時	10時
	11時	12時	13時	14時
	15時	16時	17時	18時
	0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55
	7時	8時	9時	10時
	11時	12時	13時	14時
	15時	16時	17時	18時
	0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55
	7時	8時	9時	10時
	11時	12時	13時	14時
	15時	16時	17時	18時
	0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55	0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55
	7時	8時	9時	10時
	11時	12時	13時	14時
	15時	16時	17時	18時

*睡眠チェックは0歳児は5分・1歳児は10分ごとに観察し、確認後にチェックを入れておく。*記録者がわかるように記載しましょう。(例)確認者の頭文字等を記入

*睡眠中の児童の・姿勢 顔色 呼吸の状態をきめ細かく観察しチェックする。

*乳児は仰向けに寝させること。また窒息予防のため次の点に留意し、毎日チェック

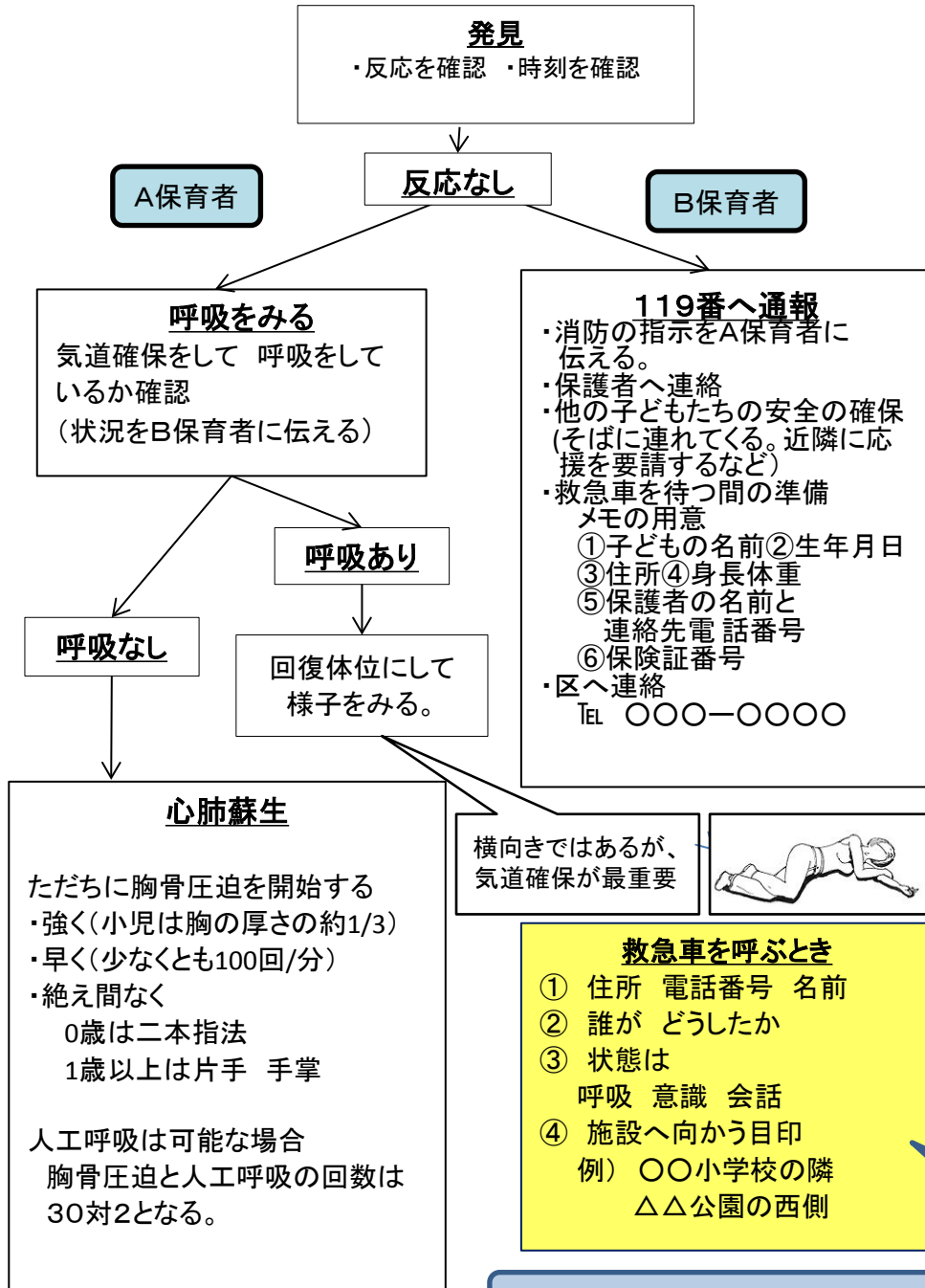
- 十分な観察ができる明るさの確保
- 顔面および唇の色の確認
- 鼻や口の空気の流れや音の確認
- 呼吸に伴う胸郭の動きの確認
- 体に触れて体温確認

- シーツはしわがないか常に点検する。
- 授乳後、ゲップを十分に出してから寝かす。
- 睡眠時に着衣の襟や袖口で口を塞がないように留意する。
- 顔のまわりやベッドの柵にタオルなどを置いたりかけたりしない。
- 飲み込む危険のある遊具を手の届くところに置きっぱなしにしない。

*室内温度や換気に配慮しましょう。

・夏期室温 外気温度差5℃以内・室温28℃程度(冷房を上手に使用しましょう) 7. 暖房使用時の冬期室温(18℃~22℃) ・湿度(50%~60%)

救急対応マニュアル



救急対応訓練年間計画・実施記録(例)

年間計画		実施記録			
月	ねらい	実施日時	児童数	職員数	訓練内容・反省
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					

電話のそばに貼っておく

* 救急対応訓練内容は、救急車の呼び方、応急処置、他の子どもの対応、応援体制、区への連絡等について訓練する。

<保育園医（嘱託医）について>

（１）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抜粋）

第33条 保育所には、保育士、**嘱託医**及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

（２）保育園医（嘱託医）の役割

心身の発達の最も顕著な乳幼児期の健康管理は、その子どもの人生を左右するものです。保育所の保健（健康）管理の責任者は園長ですが、保育園医には定期健康診断等に加え、職員及び保護者への相談・指導を行っていただくなど、保育所保育指針 第5章 健康及び安全をよく確認し、日常的な連携を図るよう努めてください。

（３）選定について

保育園医（嘱託医）の人選及び選定は、各保育所で行います。

選定にあたっては、できるだけ小児科医としてください。それが難しい場合は、内科医としてください。地域型保育事業の嘱託医は連携施設の嘱託医が兼ねることもできます。

選定にあたり相談がありましたら、横浜市医師会に御相談ください。

◎認可保育所

●横浜市医師会の事務局の連絡先

一般社団法人横浜市医師会 事業三課 電話 045-201-7366

※ご相談がある場合は、医師との調整がありますので、なるべく早めにご相談ください。

◎地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業）

選定についての横浜市医師会へのご相談は、2月23日（月）以降にお願いします。また、新規小規模保育事業者については、本日のアンケートに、嘱託医の状況についてご記入をお願いします。



感染症等発生時の報告について

1 報告方法

各保育施設にて感染症等が発生及びその疑いがある場合、「2 報告基準」に従い、『感染症等発生報告書』様式を使用し、保育施設が所在する区福祉保健センター（こども家庭（障害）支援課）へ速やかにFAXにて報告していただきますようお願いいたします。

FAXを送信する際、必ず事前に電話にて「FAXを送信する」旨を連絡してください。

2 報告基準

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2人以上発生した場合
- ② **同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が10人以上又は全利用者の2割以上発生した場合（インフルエンザ、集団風邪 等）**
- ③ 上記に該当しない場合があっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
- ④ 「感染症法に定める感染症（1～3類）及び麻疹」については1人でも発生及びその疑いのある場合
第4類及び第5類については集団生活において感染拡大の可能性がある場合

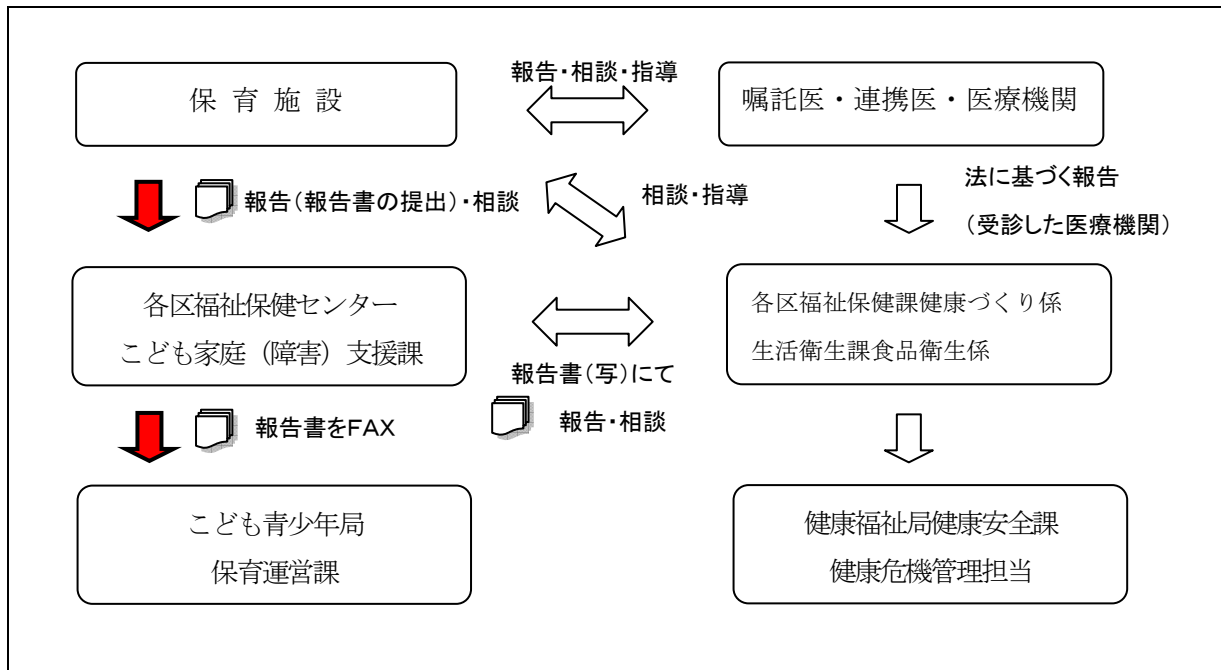
※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)

	感染症名
第1類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病及びラッサ熱
第2類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(H5N1)
第3類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス及びパラチフス

3 その他

『感染症等発生報告書』にて報告後1週間が経過した段階で、発生状況に改善がみられない場合、再度『感染症等発生報告書』にて各区福祉保健センター（こども家庭（障害）支援課）へ報告してください。

4 感染症等発生時の連携体制について（参考）



感染症等発生報告書

初・再 第 号

発受信月日		平成 年 月 日 () 時 分								
病 名		保育園名	保育園					在籍数	園児	人
		園長名							職員	人
		TEL	-						計	人
発 生 状 況	発生月日	平成 年 月 日 ()								
	年齢児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	職員	計	
	在籍数									
	欠席数									
	患者数									
	症 状	1 発熱()°C 4 咳 7 腹痛 2 頭痛 5 咽頭痛 8 嘔吐 3 倦怠感 6 下痢 ※具体的な症状								
備 考										
検 査 状 況	検査対象者									
	検査内容及び検体									
	検体提出日	平成 年 月 日 ()								
	決定月日	平成 年 月 日 ()								
	検査結果									
保 護 者 対 応	日 時									
	日 時									
	日 時									
	日 時									
	日 時									
記者発表										

保育施設 施設長 様

横浜市こども青少年局保育運営課長

保育園医の手引きの一部改訂について

平素から横浜市の保育行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、平成 24 年 4 月に学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）の一部が改訂されたこと及びガイドライン発出から 3 年を経過したことから、最新の知見を踏まえて、国において「保育所における感染症対策ガイドライン」が改訂（雇児保発 1130 第 3 号）されました。

そこで、横浜市医師会保育園医部会のご協力のもと、本市の「保育園医の手引き」においても、一部内容の見直しを行い、改訂することとしました。

各施設におかれましては、施設運営の参考としていただきますよう、お願いいたします。

1 改訂の考え方

厚生労働省発行の「保育所における感染症対策ガイドライン 2012 年改訂版（平成 24 年 1 月）」の趣旨等を反映し、登園許可証明書が必要な感染症の「登園のめやす」について見直しました。

2 「登園のめやす」の改正点

第 2 章「感染症の取り扱い」における、Ⅱ「登園許可証明書について」の一部を改正しました。具体的な改正内容は、横浜市の保育所における医師が記入した登園許可証明書が必要な感染症のうち、次のとおりです。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで（幼児（乳幼児）にあつては、3 日を経過するまで）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染のおそれがないと認めるまで
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染のおそれがないと認めるまで

3 添付資料

園医の手引き改正後全文（第 2 章Ⅱ「登園許可証明書について」部分抜粋）

横浜市こども青少年局保育運営課
運営指導係 TEL 671-3564
保育向上支援係 TEL 671-2397

II 登園許可証明書について

種々の感染症に関して、登園許可の期日を一定にして欲しいとの保育園から多くの要望があり、今回の改訂ではその基準となる期日の明記に努めた。しかし患児の症状により治癒に至る日数が異なるのは当然のことであり、一律化できるものではない。

また感染症においては、潜伏期間中にも感染力があり、症状の軽快後も菌やウイルスの排泄が持続する。保育園医の手引書作成に当たっては、学校保健安全法の基準は参考になるが、学校と保育園では生活環境の差が大きく、また保育園の乳幼児は学童よりも抵抗力が弱いことから、これを一律に当てはめることは実情にそぐわない。例えば、第3種その他の感染症、アタマジラミ、伝染性軟属腫、伝染性膿痂疹は、保育園児の間では容易に感染することが考えられ（各論参照）、「通常出席停止の措置は必要ない」と学童の場合は考えられても、午睡もあり、長時間生活をする保育園児の場合には一考を要する。各保育施設の実情に合わせ、柔軟な対応が望まれるところである。

これらのことから、登園禁止の期間を画一的に定めるのは困難であり、感染対策上もそれだけでは十分とは言えない。保護者はできるだけ早く登園させたいと願い、保育施設は他児への感染を危惧し慎重にならざるを得ないのは容易に理解できる。最終的には登園の可否は、受診の結果、個々に決定されることになる。

横浜市の保育所における、医師が記入した登園許可証明書が必要な感染症は、表2に示すとおりである。

なお、この際に必要とされる登園許可証明書や治癒証明書については、メモのようなもの、健康手帳、連絡帳など種々の名称や書式にかかわらず、医師の署名捺印のあるものは公的な文書であり、医師の責任を伴うものなので有料となる（次ページ参照）。

表2 横浜市の保育所における医師が記入した登園許可証明書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（ 幼児（乳幼児）にあつては、3日を経過するまで ）
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

医療機関作成文書料金について

園児が健康な保育園生活を送るために医療機関で記入、作成する必要がある主な文書には下記のようなものがある。

- ・「登園許可証明書」または「意見書」、「与薬に関する主治医意見書」
- ・「除去食申請に対する主治医意見書」、「横浜市病児・病後児保育事業利用連絡書」
- ・横浜市養育支援事業（育児支援家族訪問事業、産前産後ケア事業）に係る「診療情報提供書」

上記文書のうち「登園許可証明書」または「意見書」、「与薬に関する主治医意見書」の料金は自己負担であり、各医療機関設定の料金が算定される。

- ・「除去食申請に対する主治医意見書」
- ・「横浜市病児・病後児保育事業利用連絡書」
- ・横浜市養育支援事業（育児支援家族訪問事業、産前産後ケア事業）に係る「診療情報提供書」

の料金は保険請求に準ずるので診療情報提供料として、受診者の年齢、横浜市^①医療証の有無、医療機関の該当項目の登録有無により窓口料金が算定される。

医師の意見書 (例)

<医師用>

登園許可証明書	
横浜市長	入所児童氏名
病名 「	」
年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。	年 月 日
医療機関名	
医 師 名	印又はサイン

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能となる状態となつてからの登園となるようにご配慮ください。

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間 (発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで (幼児 (乳幼児) にあつては、3 日を経過するまで)
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現 1 ~ 2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1 ~ 2 週間、便から数週間 ~ 数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

第4章 保育所における与薬

I はじめに

平成15年4月に出された「保育園医の手引き」で、はじめてこの「保育所における与薬」の項目が設けられた。それは平成12年の横浜市公立保育園園長部会のアンケート調査結果に負うところが大きい。当時、ほとんどの保育園で与薬が実施されていたが、与薬の基準は各園でまちまちで、現場では混乱や困惑が生じていることが明らかにされた。そこで、当時の横浜市福祉局と保育園から統一した基準を示してほしいという要望が当部会に出され、新設に至ったという経緯がある。

その後、この手引きの成果もあって、現在では「園では原則的には与薬は行わない」とする理念が浸透して、保育所での与薬は減っていると思われる。それでも実際の運用面において、現場では時に不具合を生じる場面もあり、部分的な手直しが必要であると考えられた。

看護師が全園に配備されることが期待されていたが、それは実現が困難な情勢にある。多くの園では一般職員が与薬を行うことになるので、安全に円滑に遂行できる方法が求められており、園での与薬は引き続き原則禁止の姿勢を基本とする。

II 与薬に対する基本姿勢

薬は患者またはその保護者が自己の責任において服用・投与するものであって、むやみに第三者が与薬すべきものではないことは自明のことである。したがって、保育園の園児に対する与薬も原則として行うべきではない。しかしながら、障害児保育の実施、保育時間の延長などの傾向では、慢性疾患などのある園児に保育園で与薬せざるをえない場合もある。そこで、保育園としても、やむをえない場合に限り、必要かつ最小限の与薬への協力は惜しむものではないと考える。

与薬の基本的な指針としては、日本保育園保健協議会の平成12年9月の統一見解に準拠している。以下に引用する。

- ① 主治医から乳幼児に投薬された薬は、元来その保護者が与えるべきものである。
- ② 保育園において、やむをえず保護者が与えることができないときは、保育園は保護者から所定の「連絡票」を求めたうえで協力する。
- ③ 慢性疾患の日常における投薬・処置については、その乳幼児の主治医または嘱託医の指示に従うとともに、保護者や主治医との連携を密にするように努める。
- ④ くすりは、園児を診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものであること。
- ⑤ 保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育園としては対応できない。

以上に基づいて実際上の適応を以下に記す。

Ⅲ 保育園で与薬に協力できる薬剤

抗けいれん剤、心疾患用薬剤、食物アレルギーの予防薬など、慢性疾患を抱える園児がどうしても決まった時間に投薬することが必要であると医師が判断する薬に限り、保育園での与薬を依頼することができる。

熱性けいれんを起こしやすい園児が用いる発熱時のけいれん予防の薬（ダイアアップ坐剤）、食物アレルギーの児が誤食によってアレルギー症状を起こした時に服用する薬（抗ヒスタミン剤）など、状態が変化した時に1回だけ用いる頓用薬もこれに含まれる。

急性の病気では、本来保護者による日常的な看護が必要で、保育園にいる間に薬を服用しなければならない状態は登園にふさわしくない。従って、いわゆる『かぜ薬』と称される薬、すなわちせきや鼻水、下痢など、急性疾患に対する薬は、抗生物質も含めて園での与薬の対象にはならない。

塗り薬などの外用薬については、医師が処方した薬で、保育園にいる間にもどうしても外用する必要がある場合のみ許可する。市販の一般薬は原則として認めない。

ただし、日焼け止め、虫刺され予防の薬は、基礎疾患の管理治療上必要な場合のみ考慮する。

Ⅳ 与薬依頼：保護者が園へ提出する書類

上記協議会で「連絡票」とされるものは、保護者が与薬の代行を保育園に依頼するために提出する書類である。横浜市ではこれを「与薬依頼書」と命名している。また、その医学的根拠を確かにするために「主治医意見書」をこれに添えて提出するものとする。

慢性疾患などで毎日投与するものは、面倒でも事故を防ぐため与薬は1回分またはその日の分だけとし、1回ごとに与薬依頼書でチェックする。1枚の与薬依頼書で12回分の与薬管理ができるので、2週間ごとに依頼書を更新する。与薬依頼書は少なくとも園児の在籍中は保管しておく。主治医意見書については、処方内容に変更のない限り1年を限度として特に更新する必要はない。

熱性けいれん予防の抗けいれん剤、食物アレルギー発症時の抗ヒスタミン剤についてはあらかじめ預かっておいて、必要な時に使用することになるが、使用時には必ず保護者に連絡し了解を取ること。連絡の取れないときは原則使用しない。ただし、これらの薬は緊急投与の必要がある場合も考えられるので、「連絡が取れないとき」の取り決めを園と保護者の間で取り交わしておくことが望ましい。

Ⅴ 薬の保管

薬は1回分のみ預かることを基本とする。与薬依頼書の使用日欄に受領者のサインをし、専用の薬品保管庫に保管する。その際薬品保管ノートを用意し、与薬依頼書の保管サインとともにノートに記載する。与薬者と保管庫の管理者は別々の職員が行い、与薬時には保管庫から取り出した記録と与薬依頼書の与薬サイン、投与時間の記録を行う。

VI 与薬における医師の役割

保育園での与薬はきわめてデリケートな問題をはらんでいるため、医師は「園では与薬しない」という原則を了解し、その上で与薬の必要性を熟考して、最低限の指示に努めることが求められる。

園では急性疾患の症状のある園児を預かる時に、しばしば困難な問題を生じる。少しくらい具合が悪くても預けたい保護者と、いかに安全に保育を遂行するかに心を砕く園側のせめぎ合いが日々繰り広げられていると言える。そこで求められるのが医師の的確な判断と指導である。

医師は園児が登園することが妥当であるかをまず判断し、さらに薬がどのように投与されるべきかの指示を出す役割を担っている。

急性疾患においては、園で過ごす時間帯に与薬が必要な状態では登園を許可すべきではない。登園が可能な状態では分2処方や、分3でも朝、帰宅後、寝る前の3回投与を心がける。

園医あるいは指示書を記載した医師は園と密に連携を保ち、園からの問い合わせに快く応対することも重要な職務である。園児が保育所でより快適な時間を過ごすために、医師のサポートは大切な一翼を担っている。

※ 分2処方：1日の薬の用量を2回に分けて服用する処方の事

与薬依頼書（保護者記載用）

平成 年 月 日

保育園長

保護者 _____ 印
園児名 _____ 男・女（ 歳 か月）
連絡先（電話） _____

1.	主治医： _____（ _____ 病院・医院） 連絡先（電話）： _____
2.	病名： _____
3.	持参した薬 1) 薬品名： _____ 2) 剤型： _____ 飲み薬： 散（粉薬） ・ シロップ ・ 錠 外用薬： 塗り薬 ・ 座薬 ・ その他（ _____ ） 3) 使用方法（いつ、何時に、どんなときに、など、具体的に書いてください）
4.	保管 室温 ・ 冷蔵庫 ・ その他（ _____ ）
5.	その他の注意事項
使用日	/ / / / / /
受領サイン	
保管サイン	
与薬サイン	
使用日	/ / / / / /
受領サイン	
保管サイン	
与薬サイン	

注：使用日以下は保育園で記入

<保育所における事故防止及び事故対応について>

(1) 安全対策と事故防止

子どもの生命の保持及び安全は保育所の責務です。保育所保育指針及び厚生労働省からの通知に基づき、日々の保育における安全管理及び事故防止と発生時における体制の確立と強化に努めてください。

事故防止、事故対応のマニュアル等を整備し、必要な措置を講ずるとともに、職員間の共有を図るため、研修を行うなど、安全対策を徹底してください。また、万が一事故が発生した場合の迅速な対応が図られるよう、体制を整備してください。(事故報告については、(2)参照)

さらに、事故が発生した場合には、原因究明と事故に関する振り返りを行い、職員の共有化を図るなど、今後の事故予防に努める必要があります。

<事故防止の対策>

別紙1 保育所等における事故防止のための指導事項について 及び下記を参照のうえ、を参照し、日々の継続的な安全対策と事故防止に努めてください。

●事故防止について●

ア 睡眠中

- ①午睡など睡眠中の児童の寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態等をきめ細かく観察(ブレスチェック等)すること(少なくとも0歳児は5分に1回、1歳児は10分に1回)。
- ②ブレスチェックは必ず記録すること。
- ③乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせること。窒息の危険がないようにすること

イ 保育時間中

- ①児童のまわりには危険な物を置かないこと。棚などから物が落下しないようにすること
- ②保育時間内における職員配置については、必ず配置基準が守られていること

ウ 園外保育

- ①保育従事者は常に園児の人数や居場所を把握し、適宜人数確認を行うこと
- ②園外では園児全員を把握できるように、並び方や誘導方法について配慮すること
- ③保育従事者の人数は、園児に対して余裕を持って配置すること
- ④緊急時に、園外保育をしている保育従事者と園の間で連絡がとれるように、体制を整えておくこと

(2) 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、必要に応じて迅速に応急処置などを行いとともに、救急の手配や保護者、嘱託医などへの連絡を行ってください。

万が一の時にすぐに対応できるよう、マニュアルを整備し、日頃から職員同士で研修をおこなうなど、体制の整備が必要です。

(3) 事故報告

事故が発生した場合は、すみやかに区のこども家庭（障害）支援課に「事故報告書」を提出してください。

【事故報告が必要なケース】

- 1 死亡事故又は重傷事故事案
- 2 保護者からの苦情のあったケース及び保護者とトラブルになりそうなケース
- 3 散歩中の迷子などのケース
- 4 盗難等のケース
- 5 不審者の侵入があったケース

事 故 報 告 書

横浜市 長

平成 年 月 日

設置者住所
設置者氏名(又は名称)
代表者

・死亡事案(重傷事故事案・その他)について、次のとおり報告します。

施設名			
施設の所在地	〒		TEL
設置者名			
設置者住所	〒		TEL
代表者名	(氏名)	(職名)	
管理者名			
管理者住所	〒		TEL
発生日時	平成 年 月 日()	時 分	
児童名			
生年月日	平成 年 月 日	歳(か月)	
性別	男 ・ 女		
保護者名			
保護者住所	〒		
保護者連絡先	TEL		
診断名			全治 日
病院名			
病院所在地	〒		TEL
担当医師名			

※ 重大な事故が発生した場合は、速やかに電話で報告した上で、この報告書を提出してください。(報告先:区所管課)

区 課使用欄

<input type="checkbox"/> 電話報告	平成 年 月 日()AM・PM	:	受信者	
<input type="checkbox"/> 文書報告	平成 年 月 日()AM・PM	:	受信者	

発生状況 (詳細に記入してください)	
発生後の対応	
保護者への対応	
今後の対応	
備考	

各

都道府県
指定都市
中核市

 保育所・認可外保育施設指導担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育所及び認可外保育施設における事故防止の徹底等について

保育所における事故防止については、かねてより「児童福祉施設における事故防止について」（昭和46年7月31日児発第418号厚生省児童家庭局長通知）により、事故防止の徹底をしていただいているところですが、平成24年に報告のあった「死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等」の件数は145件（うち死亡事例18件）ありました。（参考：平成25年1月18日発表「保育施設における事故報告集計」）

子どもの安全確保は、日々の保育の基本であり、特に死亡事故はあってはならないものです。各都道府県・指定都市・中核市の保育所及び認可外保育施設指導担当者におかれては、保育所及び認可外保育施設において重篤な事故が発生することのなきよう、別紙1を参考に一層の指導の徹底をお願いいたします。

また、独立行政法人日本スポーツ振興センターは、実施している災害共済給付業務で得た保育所等で発生した死亡・障害事故について、その発生場所や発生状況等が検索できるデータベースを整備しています。蓄積された事故情報を活用した研究成果についても毎年公表されていますので、事故防止にご活用ください。

<http://jpnsport.go.jp/anzen/>（4月以降：<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>）

なお、保育所および認可外保育施設における事故については、「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」（平成22年1月19日雇児保発0119第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）により、報告をお願いしているところです。

今般、提出された報告様式の記載漏れや添付書類の不備が見受けられるため、報告様式作成時の留意事項を別紙2のとおりまとめましたので、ご留意のうえ、報告をお願いします。

【照会先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課在宅保育係

TEL：03-5253-1111（内線7947）

保育所等における事故防止のための指導事項について

1. 基本原理

子どもの生命の保持及び安全の確保は保育所等の責務であり、保育所保育指針の趣旨を踏まえ、事故防止・安全対策を講じること。その際、保育所保育指針解説書及び保育所における自己評価ガイドラインに示されている「子どもの健康及び安全」に関する事項を踏まえ、全職員の共通理解・共通認識の下、日々継続的に取り組むこと。

2. 事故防止の方法

施設長や管理者が中心となり、事故予防や発生時における体制を確立・強化すること。

【日常の安全管理】

- 乳幼児の発達の特性や発達過程を踏まえ、子どもの行動や予想される事故等を見通し、事故防止マニュアルや安全点検表を作成して、日々及び定期的に施設内外の点検を行い、安全の確保を図ること。
- 入所（利用）初期や体調不良が見られるときは、特に十分な観察と注意をすること。入所（利用）に際して、子どもの生活リズム・特性・健康状態などを保護者と話し合い、子どもの状態を把握すること。

【事故防止のための職員のスキルアップや関係機関との連携】

- 子どもの思いがけない行動、あと一歩で事故になるところだったという事例（インシデント）、過去に発生した事故を記録し、事故を誘発する原因を一つひとつ明確に洗い出し分析することで、事故予防対策に活用すること。また、こうした事例を職員間で共有し、職員の安全意識を高めること。
- 地域や保育所間で、子どもの健康・安全に関わる情報等を共有するとともに、講習や研修を通して、事故防止や子どもの急変を発見した際の応急処置や救急蘇生法のスキルアップを図ること。
- 市町村の支援の下に、日頃から地域の医療機関等との連携を図り、必要な協力が得られるようにすること。
- 事故・災害発生に備え、緊急時のマニュアルを作成し、職員間で共有するとともに、定期的な訓練を実施すること。なお、避難訓練は消防署をはじめ、近隣の地域住民や家庭との連携のもとに行うこと。

3. 事故防止の観点

各保育所において、以下の例を参考としながら事故防止の観点を明らかにする表を作成することが望ましい。

- ① 子どもの年齢・発達とそれに伴う危険及び配慮点を明らかにする。（①）
- ② 保育室、園庭、トイレや廊下などにおける危険及び配慮点を明らかにする（②）
- ③ 子どもの遊びや活動に伴う危険及び配慮点を明らかにする（③）

①

	考えられる事故	環境整備	保育士等の配慮点
例 0 歳 か ら 1 歳	<ul style="list-style-type: none"> ・睡眠時の窒息(布団がかかるとよだれかけ等のひもが絡まる等) ・吐乳による窒息 ・小さなものや異物の誤飲 ・ベッドや椅子等からの転倒転落 ・ドアなどに手をはさむ ・少量の水で溺れる。 ・低温火傷や脱水症 (・乳幼児突然死症候群SIDS) 等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝具とその周辺の点検 ・玩具・用具の点検(大きさ、素材、破損状態、清潔・安定感等) ・転んだときに二次的なケガにならない環境設定 ・水まわりの点検 等	<ul style="list-style-type: none"> ・常に子どもを確認 ・睡眠時の観察・点検 ・仰向けに寝かせる ・すぐに支えられる位置にいる。 ・子どもや保育士の足下に十分気をつける ・洗面器、たらい、流し等の水をためない等の配慮 ・ミルクや沐浴の湯等の温度調節と確認 等

②

	考えられる事故	環境整備	保育士等の配慮点
例 保 育 室	<ul style="list-style-type: none"> ・地震などによる家具等の転倒 ・机や棚の角に頭や体をぶつける ・引き出しやドアに手をはさむ ・誤飲による窒息 ・破損した玩具によるケガ ・子ども同士がぶつかる ・ガラスによるケガ 等	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒防止装置 ・必要に応じて、ガード等による工夫 ・誤飲しやすいものがないかの点検 ・子どもの視線・動線を考慮した環境設定 ・シールなどを貼り、ガラスの存在が分かるよう工夫 等	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の安全点検と環境整備 ・子ども一人一人の居場所や他の保育士等の位置を把握 ・遊具や用具の取り扱い方を繰り返し子どもに伝えるとともに管理する(特にハサミ、ひも類、箸、歯ブラシ等) 等
例 園 庭	<ul style="list-style-type: none"> ・大型遊具からの転倒・転落 ・子ども同士の接触や衝突 ・段差や障害物につまずいての転倒 ・蜂や毛虫による被害 ・水たまりや洗い桶などでの窒息 ・プール遊びでの事故 等	<ul style="list-style-type: none"> ・大型遊具とその周辺の点検 ・遊ぶ際の服装確認 ・遊びや活動の仕切りやスペースの確保 ・虫などの被害防止 ・水まわりの点検 ・プールの安全管理 等	<ul style="list-style-type: none"> ・遊び方やそのルールを丁寧に伝え、守れるようにする ・遊具に引っかかりやすい形状の服装(フード、マフラーなど)は避ける ・季節に応じた対策を講じる ・子どもの人数確認を行う ・水遊びの手順と役割分担を徹底する。 等

③

	考えられる事故	環境整備	保育士等の配慮
例 散歩	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・路上での転倒 ・公園の遊具などでの転倒・転落 ・動植物によるケガや被害 (蜂にさされる、犬にかまれる、草にかぶれる、動物の糞等) ・日射病・熱射病 ・空き缶や落ちている物を拾って口にする <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引率者、人数などの十分な体制 ・散歩経路や散歩先の公園等の状況把握 ・動植物に関する知識や対処の仕方の把握 ・帽子をかぶる ・救急用品 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人数確認・安全確認 ・保育士等の位置や子どもへの注意の促し ・交通ルールを伝える ・遊ぶ場所や遊具の安全確認 ・遊びのルールや遊ぶ範囲を確認し守るようにする。 ・子どもの体調の変化等に留意。水分補給する。 <p>等</p>
例 給食	<ul style="list-style-type: none"> ・咀嚼・嚥下が不十分であることによる窒息 ・食事の内容が子どもの発達に合っていないことによる窒息 ・誤飲・誤食(アレルギー児等) ・フォークや箸などによる事故 ・椅子からの転倒 ・配膳時、鍋の汁物がこぼれ火傷する <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達に合った食事内容(大きさ・固さ) ・誤飲誤食を防ぐための表示やトレー ・配膳環境も含めた食事環境の整備 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと視線を合わせ食事を進め、しっかり飲み込んだかを確認。食べ物を一度に口に入れすぎないようにする。 ・栄養士等の食事の作り手も含め、職員間で食事内容に危険性はないか(子どもの発達にあった内容か、窒息の危険性はないか等)確認する。 ・アレルギー対応の把握 ・配置、動線への配慮 <p>等</p>

報告様式作成の留意事項

- ①報告は「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」（平成 22 年 1 月 19 日雇児保発 0119 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）で示した様式で提出すること。
- ②死亡事故の場合は、事故発生を把握した時点で保育課宛に第一報を連絡願いたい。また、第一報として事故の詳細が判明する前に報告様式を提出した場合は、事故の詳細が判明次第、改めて報告様式一式を提出すること。なお、死亡事故に関わらず事故に関して立入調査を実施した場合は、調査結果についても提供願いたい。
- ③「入所児童数」「保育従事者数」は、事故発生時の施設全体の児童数・従事者数を記載すること。
※事故発生時の児童数等が不明な場合は、届出等による児童数等を記載し、「届出時（○年○月時点）の人数を記載」と事故発生時の児童数等ではないことを欄外に明記すること。
- ④「病状・死因等」に、調査中（または捜査中）と記載した場合は、調査の結果等が判明次第、保育課に連絡すること。
- ⑤様式に記載されているとおり、直近の指導監査の状況を添付すること。
- ⑥報告は、「死亡事故や治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等」について提出を求めているため、30 日以上を負傷等を全て報告するのではなく、30 日以上を負傷等のうち重篤な事故のみを報告すること。

保育所及び認可外保育施設 事故報告様式 (例)

	認可・認可外		〇〇年 〇月 〇日				
	自治体名	〇〇県〇〇市		施設名	〇〇保育園		
事故発生時の施設 全体の入所児童数 を記載	所在地	〇〇市〇山1-2-2		開設(認可)年月日	〇〇年 〇月 〇日		
	設置者	〇〇法人〇〇会		代表者名	〇〇 〇〇		
	入所児童数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計
		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
事故発生時の施設 全体の従事者数を 記載	保育従事者数	〇〇名		うち保育士	〇〇名		
	うち常勤保育従事者	〇〇名		うち常勤保育士	〇〇名		
	保育室等の面積	乳児室	〇 m ²	ほふく室	〇 m ²	保育室	〇 m ²
						遊戯室	〇 m ²
	事故発生日時	〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇時〇〇分頃					
睡眠中の事故は、 うつぶせ等の体勢 を必ず記載	児童年齢・性別	〇歳・ 〇ヶ月 男児		入所年月日	〇〇年 〇月〇日		
	病状・死因等 (既往症)	溺死			既往症：気管支系の疾患	病院名	〇〇市立〇〇総合病院
	発生時の体制	3歳児 18名		保育従事者	3名(保育士 2名)		
児童の所属クラス の体制(従事者数 等)を記載	発見時の 児童の様子	水深30cm位の足洗い用のたらいに俯せで発見。顔は青白いが、水を吐いた後、息はあった。(通常、足を洗ったら即座に水をすてるところがそのままの状態であった)					
	発生状況	時間	内 容				
	(当日登園時から の健康状況、発生 後の処置を含め、 可能な限り詳細に 記入)	8:00	母親に連れられて登園、微熱があるので薬を預かる				
		8:15	保育室内でブロック遊び				
		8:30	確認：ブロック遊び				
		8:40	他の児童と保育室を出てホールへ				
		8:50	確認：鬼ごっこ				
		9:00	散歩の準備				
		9:10	3歳児18名、保育従事者3名で散歩へ出発 2列に整列し、先頭と最後尾に保育士、中間に保育従事者				
		9:30	目的地の林に到着(虫探しなど)				
		10:30	2列に整列し園へ				
		10:50	園庭に到着 人数確認				
		10:55	4、5歳児と合流し、園庭で遊ぶ 1名の保育士はケガをした児童の治療 残りの保育士と保育従事者が園庭で観察				
		11:15	当該児童が居ないのに気づく				
		11:20	足洗い用のたらいで児童を発見 救急車を呼びながら人工呼吸				
	11:30	救急車到着 〇〇市立〇〇総合病院へ搬送					
	12:50	搬送先の病院で死亡確認					
	発生後の対応 (報道発表予定)	15時すぎ 警察による事情聴取 事故翌日17日 市が事故報告の記者会見実施(別紙公表資料参照) 保育所において保護者への説明会実施					
直近の指導監査の 状況を添付	発生状況欄は適宜広げて記載してください。なお、直近の指導監査の状況報告があれば添付し、施設の基本情報等そちらに記載があるものは様式内の記載を省略可。						

認可保育所設置者 様
施設長 様

横浜市こども青少年局保育運営課長

保育所における安全対策の徹底について（通知）

既に新聞等で報道されていますが、平成23年11月9日に、市内の認可外保育施設において、保育中の女児（生後3か月）が死亡する事故が発生しました。

9日午後7時30分頃、寝ている女児を確認したところ、呼吸をしていないことに気づき119番通報し、病院に搬送されましたが、午後9時に死亡が確認されたとのことです。

また、死因については窒息死と報道されています。

本市としては、今回の件を受け、認可・認可外を問わず、保育施設における事故防止等の観点から、各施設における安全対策等について徹底する必要があると考えています。

つきましては、貴施設における安全対策等について改めて確認をし、事故防止に努めてください。

【安全対策等の確認について】

午睡など、児童の睡眠中には、寝つきや睡眠中の姿勢、呼吸の状態、顔色等に注意し、睡眠中も子どもの様子に常に注意を払ってください。

- ① 睡眠中の児童の寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態等をきめ細かく観察（ブレスチェック等）すること（少なくとも産明け児は5分に1回、0～1歳児は10分に1回）。
- ② ブレスチェックは必ず記録すること。
- ③ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。また、窒息予防のため次の点に留意してください。
 - ・布団はアイロン台くらいの固さのものが望ましい。
 - ・シーツはしわがないか常に点検する。
 - ・授乳後排気を十分にしてからベッドに移す。
 - ・睡眠時に、着衣の襟や袖口で口を塞がないよう留意する。
 - ・顔のまわりやベッドの柵にタオルなどを置いたりかけたりしない。
 - ・飲み込む危険のある遊具を手の届くところに置きっぱなしにしない。

【職員配置について】

当該事故が発生した時は、1人で複数の児童を保育していたとのことです。職員配置にあたっては、各施設で十分ご留意いただいているところですが、一人で保育する時間帯が発生することがないように、改めて確認をお願いします。

担当 運営指導係 中村

こ保運第1325号
平成23年7月12日

施設長 各位

横浜市こども青少年局保育運営課長

園外保育における安全確認の徹底について（依頼）

平成23年7月1日に市内の一般認可外保育施設において、散歩に出かけた際に園児の点呼等が徹底されていなかったため、園児1人を公園へ置き去りにするという事故が発生いたしました。幸い園児は早期に保護され、結果的に無事でしたが、重大な事故に繋がる可能性の極めて高い事案です。

つきましては、貴施設における園外保育時の安全確認の体制や方法について改めて確認し、事故防止に努めていただくようお願いいたします。

また、今回の事案に関しては区役所への報告が遅れ、直ちに事故の把握がされませんでした。園外、園内にかかわらず、万が一、事故等が発生した場合には直ちに警察や救急へ通報するとともに、区役所こども家庭（障害）支援課にも速やかに御一報をお願いいたします。なお、開庁時間外に事故が起きた場合に備え、休日夜間の連絡先等については、各区役所こども家庭(障害)支援課に確認してください。

【園外保育時の安全確認体制について】

- 1 保育従事者は常に園児の人数や居場所を把握し、適宜人数確認を行ってください。
- 2 園外では園児全員を把握できるように、並び方や誘導方法について配慮してください。
- 3 保育従事者の人数は、園児に対して余裕を持って配置してください。
- 4 万が一の場合に備え、園児に園名及び園の電話番号がわかるものをつけるなどしてください。
- 5 緊急時に、園外保育をしている保育従事者と園の間で連絡がとれるように、体制を整えてください。

担当：保育運営課運営指導係

電話 671-2399

ファクス 664-5479

こ保運第 1675 号
平成 22 年 10 月 1 日

施設長 各位

横浜市こども青少年局保育運営課長

安全対策の徹底について（依頼）

1 趣旨

既に報道等でご案内のとおり、平成 22 年 9 月 27 日、青葉区内の一般認可外保育施設において、プラスチック製の衣装ケース内で児童が倒れているのが発見され、意識不明の状態で見送られるという事故が発生しました。

本市としましては、今回の件を受け、事故防止等の観点から、各施設における安全対策を徹底する必要があると考えています。

つきましては、貴施設における安全対策について改めて確認をし、事故防止に努めていただくようお願いいたします。

2 安全対策の確認について

(1) 保育士等の配置

保育時間内における職員配置について、配置基準が守られているか、改めて確認してください。

(2) 保育室の安全確認等

次の点に留意し、保育室内の安全確認等を徹底してください。

- ア 保育従事者は、常時、児童から目を離さないこと。
- イ 児童のまわりには、危険な物を置かないこと。
- ウ 棚などから物が落下しないよう工夫をすること。

担当：運営指導係 中村、矢島
電話 671-3564